

平成 13 年 5 月 11 日

各位

上場会社名 株式会社ベクター
代表者名 代表取締役社長 梶並伸博
(コード番号 2656)
問合せ先 東京都練馬区豊玉北 5 - 17 - 12
取締役 経理総務部長
梶並京子
(TEL 03 5984 1062)

新株引受権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ
(商法 280 条ノ 19 に規定する新株引受権の付与)

平成 13 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、商法 280 条ノ 19 および当社定款第 6 条に基づき、取締役および従業員に対する新株引受権方式によるストック・オプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 付与する理由及び目的

当社の発展に多大な貢献をした実績に対して、また将来の貢献の可能性に対して、インセンティブを与えることにより、当社取締役および従業員の業務への意欲、志気を高め当社の業績向上に資することを目的に、新株引受権を付与するものであります。

2. スtock・オプション付与の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

平成 13 年 6 月 22 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会終結時に在任する当社取締役のうち 7 名および同総会終結時に在職する当社従業員のうち 18 名。

(2) 新株引受権の行使によって発行する株式の種類

当社無額面普通株式

(3) 新株引受権の行使によって発行する株式の数

106 株を付与株式総数の上限として、当社取締役 7 名に対して合計 36 株および当社従業員 18 名に対して合計 70 株をそれぞれ上限として付与するものであります。
なお、権利付与後、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権証券の権利行使等の場合は、含まない）する場合は、新株引受権の目的たる株式の数を、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数については、1 株の 100 分の 1 の整数倍にあたる部分は、新株引受権の目的たる株式の数としてこれを取扱い、1 株の 100 分の 1 に満たない端数の部分はこれを切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \qquad \qquad \text{調整前} \qquad \qquad 1 \text{ 株あたり調整前権利行使価額} \\ \text{権利付与株式数} = \text{権利付与株式数} \times \qquad \qquad \qquad 1 \text{ 株あたり調整後権利行使価額} \end{array}$$

また、権利付与後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数については、1 株の 100 分の 1 の整数倍にあたる部分は、新株引受権の目的たる株式の数としてこれを取扱い、1 株の 100 分の 1 に満たない端数の部分はこれを切り捨てる。

ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後権利付与株式数 = 調整前権利付与株式数 × 分割または併合の比率

(4) 新株式の発行価額（新株引受権の行使価額）

付与契約締結日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.02 を乗じた金額とし、算出により生じる 1 万円未満の端数は切上げる。ただし、当該金額が付与契約締結日前日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、権利付与後、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権証券の権利行使等の場合は、含まない）する場合は、新株引受権の目的たる株式の発行価額を、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 万円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、調整後権利行使価額が 5 万円を下回る場合は、5 万円とする。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ & \text{調整後 調整前} \\ & \text{権利行} = \text{権利行} \times \frac{1 \text{ 株あたり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ & \text{使価額 使価額} \end{aligned}$$

また、権利付与後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 万円未満の端数については、これを切上げる。ただし、調整後権利行使価額が 5 万円を下回る場合は、5 万円とする。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(5) 権利行使期間

平成 15 年 6 月 23 日から平成 23 年 6 月 22 日までとする。

(6) 権利行使の条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由その他、権利行使の条件は、平成 13 年 6 月 22 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株引受権付与契約書に定めるところによる。

(注) 上記の内容については、平成 13 年 6 月 22 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会において取締役選任および新株引受権付与が承認可決されることを停止条件といたします。
以上